

平成24年5月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件、
ガス栓(都市ガス用)1件) | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち電子レンジ1件、ウォーターサーバー1件) | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち換気扇1件、電気こんろ1件、コンセント1件) | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し | |

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A201200147を除く)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジについて（管理番号A201200147）

① 事故事象について

松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジを使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損しました。

当該事故の原因は、当該製品の内部部品（ダイオードブリッジ）に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、平成19年5月31日に新聞社告を掲載し、その後、平成21年7月に量販店の顧客情報を活用したダイレクトメールの送付と平成24年5月までに合計8回の新聞折り込みチラシの配布等を通じて、注意喚起を行い、対象製品について無償改修を実施しています。

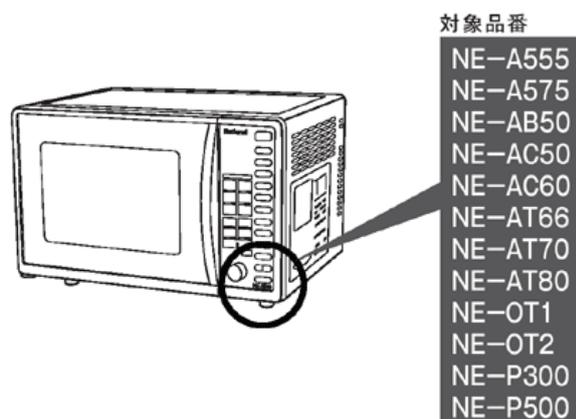
③ 対象製品等：機種・型式、製造期間、改修対象台数

機種・型式	製造期間	改修対象台数
NE-AB50	昭和63年12月～平成3年6月	73,960
NE-AT66	平成元年4月～平成3年2月	211,993
NE-A555	平成元年4月～平成3年7月	298,091
NE-AT70	平成元年12月～平成3年12月	312,011
NE-P300	平成2年2月～平成2年5月	19,046
NE-P500	平成2年1月～平成3年10月	131,943
NE-A575	平成2年9月～平成3年7月	93,972
NE-OT1	平成3年1月～平成3年12月	134,773
NE-AC50	平成3年1月～平成4年9月	114,604
NE-AC60	平成3年7月～平成4年7月	128,286
NE-OT2	平成3年12月～平成4年12月	126,582
NE-AT80	平成3年12月～平成5年12月	286,479
合計		1,931,740

改修率

22.1%（平成24年5月23日現在）

対象製品の確認方法：製品の正面右下に表示されている品番を御確認ください。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ製造事業者の行う無償改修を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(パナソニック株式会社の問合せ先)

電話番号：0120-871-682

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://panasonic.co.jp/ha/info/important/product/index.htm>

⑤独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の対応

松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）以外の事業者が製造・輸入・販売した電子レンジのリコール未対策品についても火災事故が再発しているため、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においては、平成23年1月11日より「火災事故が発生した電子レンジの社告・リコール」として事故防止のための注意喚起チラシをホームページに掲載し、未対策の該当機種をお持ちの消費者に対して、速やかに事業者に連絡を頂くよう呼び掛けを行っています。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による注意喚起)

ホームページ：<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当：中嶋、長井、川船^{かわふね}

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

(松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジについての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、古田、長沼

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200149	平成24年5月13日	平成24年5月21日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	TP-SQ206R-1	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	火災	当該製品を使用中、排気口付近で異常燃焼し、当該製品を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山形県	
A201200151	平成24年5月12日	平成24年5月22日	ガス栓(都市ガス用)	G925-21R	光陽産業株式会社	火災	当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の不使用側(ガス機器に接続されていない側)を誤開放したため、ガスこんろの火が漏洩したガスに引火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	5月14日に経済産業省原子力安全・保安院にて公表済 5月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200147	平成24年5月10日	平成24年5月21日	電子レンジ	NE-P500	松下住設機器株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。事故原因は、当該製品の内部部品(ダイオードブリッジ)に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられる。	神奈川県	平成19年5月31日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 22.1% 5月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200150	平成24年4月22日	平成24年5月21日	ウォーターサーバー	YO-01L	株式会社ナック (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の内部部品(バイメタルサーモ:温水に関わる温度調節部品)が過熱し、発煙した可能性を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、5月18日 事業者は、平成22年10月から当該製品の販売先に連絡し、部品交換を実施している

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200145	平成24年5月4日	平成24年5月21日	換気扇	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A201200146	平成24年5月10日	平成24年5月21日	電気こんろ	火災	起床時に台所に行ったところ、当該製品の周辺を汚損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	埼玉県	5月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200148	平成23年3月5日	平成24年5月21日	コンセント	火災 軽傷1名	当該製品にエアコンを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。当該製品の設置の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が事故を認識したのは、5月11日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電子レンジ（管理番号 A201200147）

